

「地域力が上がる福祉教育推進事業」実施要綱

※現行の「ふれあい学習」及び「青少年福祉体験教室」を令和3年度から再編しました。

1 目的

全ての人々が安心して生活できる、多彩で心豊かな「地域共生社会」を実現するため、自身のより良い生き方を問い、他者を尊重することのできる人々があふれる地域を目指します。

そのため、これまでの実践的体験福祉教育『学びの機会』をより有意義に成長させるため、地域で活動されている方（ゲストティーチャー）等の座学的な講話など、『考える機会』と合わせ備えた両輪での福祉教育の実践、地域課題の解決のサポートを目的とします。

2 実施主体

市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という）が主体となって実施し、大分県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）は実施費用の助成を行うとともに、必要に応じて講師の派遣及び斡旋を含め、適宜サポートを行います。

3 実施場所

県内の小・中・高等学校及び専門学校・大学、社会福祉施設及び公民館 等

4 対象者

- (1) 県内小・中・高等学校及び専門学校・大学
- (2) 企業・団体グループ 等

5 プログラムの内容（例）

- A) 当事者（障がい者のある方 [肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、発達障がい、容貌障がい]、高齢者、LGBTQの方等）の講話、当事者を交えた体験会
- B) 福祉施設関係者（施設長、相談員、指導員）による講話、社会福祉施設（高齢者施設、障がい者施設、児童養護施設等）での体験・交流会
- C) 地域で活動している方（民生委員・児童委員ボランティア活動者等）による講話、NPO やボランティアグループの地域での活動への参加体験会
- D) 地区防災士会等による防災・減災についての講話、体験会
- E) 共同募金会による共同募金の使途や意義についての講話、社会的孤立や生活困窮などの様々な福祉課題についての講話、体験会

※地域福祉に関するものがテーマであれば、上記以外でも対応します。（要相談）

（地域の実態に応じた課題やニーズを吸い上げているものが望ましい）

※振り返りの時間を必ず設けてください。（グループワークなどを行い、参加者全員が自分にできることや考えなどを共有する時間に重点をおくため）

6 プログラムの実施方法

市町村社協が実施するものとし、プログラムの実施にあたっては、あらかじめ県社協会長あてに実施計画書（様式1）を提出してください。

7 助成経費

- (1) 1プログラムあたり4万円を上限として補助します。
- (2) 請求書（様式3）に基づいて支払います。また、請求書には領収書（写）を添付してください。
- (3) このプログラムによる支出対象経費は次のとおりです。

費目	内容	備考
諸謝金	講師、補助員への謝礼 ※金額の目安は備考のとおり（増減可）	講師 8,000円（90分） 補助員 2,000円（90分）
旅費交通費	講師、補助員の交通費	
印刷製本費	資料代、テキスト代	プログラムに使用するもの
会議費	講師・補助員の弁当、お茶代	
賃借料	会場使用料、体験用具等の使用料等	
消耗品費	感染症対策を行う手袋や耳栓等	
保険料	傷害補償	

※講師候補の方が参加した場合は、補助員とする。

- (4) 支出対象外経費は、次のとおりとする。

- ①プログラムの目的や内容が異なる講師・補助員の謝金・旅費
- ②事務用品（トナー・インク代等）
- ③体験グッズの修繕
- ④参加者への飲食代、参加賞（お菓子等）

※但し、プログラム内容が調理体験を含む場合は、この限りではありません。

8 プログラム実施報告

プログラム実施後1か月以内に、実施報告書（様式2）、請求書（様式3）を市町村社協から県社協会長あてに提出してください。

※領収書（写）、当日の実施内容がわかる写真及び資料を添付してください。

9 参考様式

「福祉教育依頼書」は、県社協への提出は不要のため、必要に応じて変更可能です。（実施希望団体からの申込みや打合せなどでご活用ください）

10 申込・報告書提出先

〒870-0907 大分市大津町2丁目1番41号

大分県社会福祉協議会 市民活動支援部（担当：宮崎）

TEL：097-558-3373/FAX：097-558-1296/E-Mail：oitavoc@oitavoc.jp